

SARS-CoV-2に関わる職員の就業制限について

大阪府でのCOVID-19流行の第2波は若年層から感染が拡大し、第1波を超える検査陽性者数を記録しています。当院でもすでに職員のCOVID-19感染者が出ており、いつ自分が新型コロナウイルスSARS-CoV-2に感染してもおかしくないという認識が必要です。

感染制御部には、職員の方から「家族が発熱した」、「子供の学校が新型コロナで休校になった」などの際にご自分がどうしたらよいかというお問い合わせを受けるケースが増えています。自分と相手の接触の程度と時間で濃厚接触にあたるかどうかが決まりますが、基本は下図のリスク評価をご参照ください。

曝露時に中リスク以上は濃厚接触者となり、最終の曝露日から14日の就業制限が課されます。

エアロゾルを発生しない診療時のリスク評価

(15分以上の診療行為を想定)

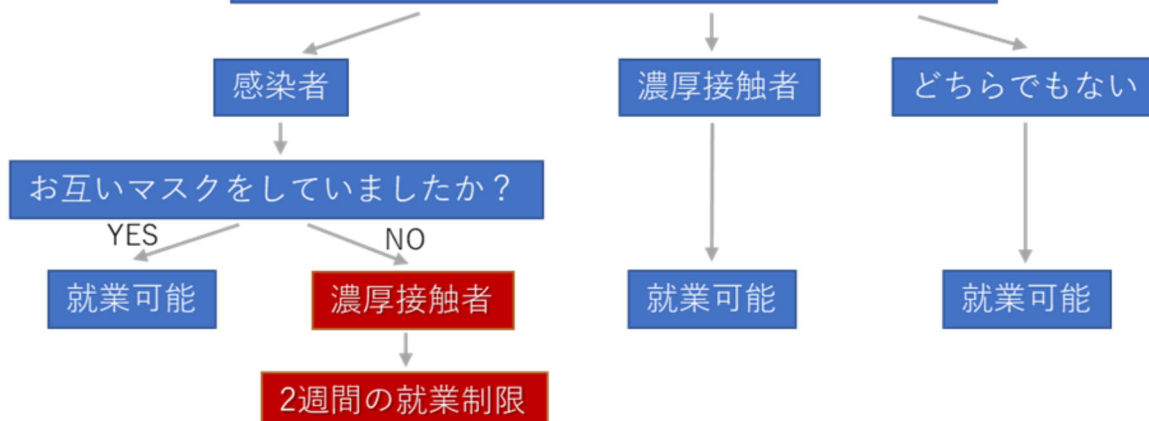
自分	サージカルマスク	○	○	○	×	○	×
	目の保護（ゴーグル、シールド）	○	○	×	×	×	×
感染者	サージカルマスク	○	×	○	○	×	×
リスク評価		なし	低	低	中	中	中

Public health management of persons, including healthcare workers, having had contact with COVID-19 cases in the European Union
日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版を元に一部を改編し作成

接触の例

- ・ 感染しているかもしれない人と15分以上接触した
- ・ 家族が熱を出している
- ・ 子供の学校で陽性者が出た
- ・ 家族の職場で陽性者が出た

接触した人は感染者もしくは濃厚接触者ですか？



周囲に症状がある方がいらっしゃった等の心配なことがありましたら、まず上記フローでご自分が濃厚接触者や就業制限にあたるのかどうかの確認をお願いいたします。